



【災害等により被害を受けた場合の国民年金保険料の免除の手続き】

国民年金の第1号被保険者が災害等により大きな被害を受けたとき、国民年金保険料の免除を申請して、承認されると、保険料の全額が免除されます。

免除の審査で確認するのは、損害が最も大きい財産

住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畑、家畜等のうち、流出、全壊、半壊、全焼、半焼、一部焼失、土石流入、浸水、冠水、土砂堆積等の被害を受け、その損害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であることを確認されます。

免除される期間(災害等が発生した月の前月分から翌々年6月分まで)

令和元年の台風15号と19号の被害による免除期間は、令和3年6月分までですが、免除申請は年度単位なので、令和2年7月以降の分は、改めて申請が必要です。

申請の窓口

居住地の市区町村役場の国民年金の担当課、または最寄りの年金事務所

※郵送による提出も可能  
※本人以外の人が書類を提出する場合は、「委任状」が必要です

提出書類

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書(マイナンバーまたは基礎年金番号を記入します)
- 罹災証明書(損害の状況を確認するための書類)\*
- 保険金・損害賠償金等の支給金額を確認できる証明書の写し(支給される場合)

\*「罹災証明書」または「被害農林漁業者等と認定された被害認定書」の写しにより損害の程度が確認できない場合は、「被災状況届」を提出します

申請書式

国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届	
日本年金機構理事長 へ 令和 年 月 日	
氏名	個人番号(マイナンバー)
住所	
被災者氏名	届出者との続柄
被災年月日	令和 年 月 日
② 次の財産のうち、最も被害が大きかったものを一つだけ○で囲んでください。	
イ 自宅	ロ 宅地
イ 自宅でない建物	ロ 田畑
ハ 家畜	ヘ その他の財産( )
③ ②の○で囲んだ財産について記入してください。	
被災前の財産の概要とその価格	損害の程度とその金額
概要	程度
万円	万円
④ この災害について、保険金又は損害賠償金を受けましたか。	
イ 受けています	ロ 受けていません
⑤ ④のイで○で囲んだ場合は、受け取った保険金又は損害賠償金の金額を記入してください。	
万円	
市区町村	日本年金機構
◎ 裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。	
◎ 押印は、署名(自筆)の場合には必要ありません。	

被災状況届の損害状況の記入例

③「被災前の財産の概要とその価格」の例  
住宅は、構造(例:木造平屋建)と延面積(例:60平方メートル)を記入

④「損害の程度とその金額」の「程度」の例  
住宅は、流出・全壊・半壊・土砂流入・軒下浸水・床上〇〇センチメートル浸水・全焼・半焼・一部焼失などを記入

災害時の国民年金保険料の免除

災害等で大きな被害を受けたとき、国民年金保険料の納付が難しい場合は、申請をして承認されると、保険料の全額が免除される制度があります。



相談者

高志 (35歳)  
会社員

**高志** 国民年金の第1号被保険者が台風などによる風水害で自宅や家財などが大きな被害を受けて、保険料を払えないときは、どうなるのでしょうか？

**横山** 国民年金保険料の免除の申請をして認められたら、全額が免除されますよ。

**高志** 全額免除になると、どうなるのですか？

**横山** 免除された期間に対する老齢基礎年金の金額は、保険料を納めた場合の2分の1になります。が、10年以内ならあとから保険料を納めて本来の額にできます。

**高志** でも、大きな被害を受け、すぐに手続きできないときは？

**横山** 免除の申請は将来の期間は翌年の6月分まで、過去の期間は申請書が受理された月から2年1カ月前までさかのぼれます。

**高志** なるほど、あとから申請できるんですね。

**横山** 手続きが遅れると障害年金を受けられないなど、不利益が生じる場合があるので、できるだけ早く申請したほうがよいですね。

**高志** いざというときのために手

続き方法を知っておくことが必要ですね。どうやって申請するのですか？

**横山** 手続きの窓口や問い合わせ先は、市区町村の国民年金担当課または最寄りの年金事務所です。提出するのは、免除申請書と損害の状況の確認書類です。

**高志** 損害状況の確認書類とは？

**横山** 罹災証明書の写しです。罹災証明書で損害状況の程度が確認できない場合は「被災状況届」を提出します。また、保険金や損害賠償金等が支給される場合は、金額を確認できる書類も必要です。



横山玲子(よこやま れいこ)  
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。  
ホームページ <https://www.r-yokoyama-office.jp/>  
Twitterアカウント @mayokor